

**簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
の提出の特例に関する承認申請書**

① 平成 年 月 日 国税庁長官殿	② 申 請 者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		(フリガナ) 名 称	㊞
		(フリガナ) 代表者の氏名	㊞
所得税法施行令第319条の8第1項の規定により所得税法第203条の5第2項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。			
③ 所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 〔受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。〕			
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況			
⑤ 申請日の属する年の前年以前3年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支 払 金 額
	・ ・	人	円
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数			人
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の6の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数			人

(規格A4)

※税務署処理欄	通信日付印	確認印
	.	.

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の 提出の特例に関する承認申請書の記載要領

1 提出先等

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 1 項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納稅地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて 3 部（正本 1 部、副本 2 部）提出してください。

なお、申請者がその納稅地を 2 か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納稅地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納稅地を有している場合には、その納稅地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。

2 提出期限

この申請書は、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。

3 申請書の書き方

(1) 「納稅地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納稅地を記載してください。

なお、その納稅地を 2 か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納稅地を記載し、それ以外の納稅地については、適宜の用紙にその納稅地及びその事務所等の名称を記載しそれを申請書に添付してください。

(2) 「③」欄には、所得税法第 203 条の 5 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。

(3) 「④」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納稅地を 2 か所以上有している場合には、その納稅地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。